

教育民生常任委員会会議録

1. 開催日 令和8年3月9日(月) 9時30分～10時20分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (6名)
委員長 南 雅彦 副委員長 前川さおり 委員 福田 泰生
委員 渡邊 昌行 委員 井上 容子 委員 坪井 信義
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副町長 久野 謙二 田間 宏紀 教育長 山村 嘉寛
保健福祉課長 見並 智俊 地域共生室長心得 西野 珠代 保健福祉課長補佐 川口 文香
6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 西岡 厚 同 書記 福井希美枝
7. 会議録署名委員 井上 容子 委員 前川さおり 委員
8. 委員会付託議案審査について
第1 議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第2 議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第3 議案第6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第4 議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
第5 議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正について

開会の宣告

(午前9時28分 開会)

○委員長(南 雅彦) ただいまの出席委員数は6名で、定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に、町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。

開会に当たり、町長から挨拶をいただきます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 教育民生常任委員会に付託をいただきました議案第3号から第8号まで、ご審査を賜ることになります。よろしく願いいたします。

○委員長(南 雅彦) 本日は、本委員会に付託されました議案5件の審査を行います。初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員は、井上容子委員、前川さおり委員の2名にお願いいたします。

日程第1 議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

○委員長（南 雅彦） それでは、議事に入ります。

議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

福田委員。

○委員（福田 泰生） 福田でございます。

今回の議案第3号でございますが、玉城町の条例第1号ということでございますので、私のほうからこの条例について質問をさせていただきたいと思っております。

玉城町条例第1号の3ページ目になるんですが、条例2ページ目の下段（第3条）、一番下段、第3条からの続きの文章で3ページ目になるんですが、ちょうど上から2段目、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告することができるというふうな文末になっております。ほかの文章を見ますと、かなり多い使い方が、何々をしなければならぬと言い切って、何々をなさぬというふうな義務とか命令形である言葉に対して、この文章においては、勧告することができる、いわゆる可能である。けれども、しなくてもいいよというような捉え方ができるんですが、この勧告に対する町の考え方、どういう部分で設備及び運営を向上させるように勧告するのか、しないのか、その基準を町のほうでお持ちであれば、お考えをお聞かせいただければと思います。お願いします。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

先ほどの福田委員からのご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

この第3条の最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるというふうなことにつきましては、当町が実施するというのではなく、こちらの条文にもございますように、乳児等通園支援事業を行うもの、事業者に対しまして、最低基準、これは当然設備、また保育士の配置基準というものも含めてでございますが、やはり安心安全な施設で子供を保育するというふうな観点から、この最低基準を最低限下回ることはないように、その事業に対しまして指導せよというふうな内容で捉えているところでございます。

以上です。

○委員長（南 雅彦） 福田委員。

○委員（福田 泰生） 続きまして、先ほどは勧告することができるというふうなところについて質疑させていただきましたが、反対にその下の文、2の部分です。町は最低基準を常に向上させるように努めるものとする、これは町の部分に関わるところでございいます。これも、最低基準と乳児等通園支援事業者等となっておりますが、努めるものとする、これは努力義務というふうに私は捉えているんですが、この部分に関してもお考えをお聞かせください。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） こちらにつきましては、先ほど福田委員のほうからもお話がありましたが、最低基準、町のほうでは通常保育ということで4か所の保育所で通常保育ということで保育を行っております。こちらについても当然、最低基準というのはございいますが、同様に、この乳児等通園支援事業におきましても、町が実施する際には、先ほど申し上げましたような施設の基準というのは当然クリアしておりますが、保育士の配置、また、保護者への対応、こういったものをきちっと基準に倣って実証するというふうなことを行っていくということで、このように記載をさせていただいたところでございます。

○委員長（南 雅彦） 福田委員。

○委員（福田 泰生） ありがとうございます。

まだまだこの条例できたばかりですし、またこれに条文をいろいろ補足したり、また、変えていったりということもあるかも分かりませんが、現状のところはそういった内容だということで理解させていただきました。

続きまして、ページ変わりますが、2ページ飛んでいただいて、5ページ目の職員の一般的要件、第9条でございます。ここに関して質問をさせていただきます。

第9条の文章でございますが、2段目の部分、福祉事業に熱意のあるものにあつて、できる限り児童福祉事業の倫理及び実際について訓練を受けた者でなければならないと。最後の文末は、でなければならないというふうに言い切っているんですが、その上段の部分では、できる限りというふうなかなり曖昧な表現になっております。できる限りというふうな曖昧な表現を使っているにもかかわらず、文末ではそういった者でなければならないというふうに言い切っているので、文章的にはちょっと曖昧かなというふうな感じを受けているんですが、この部分に関して、町の考え方を少しお聞かせいただければと思います。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 職員の一般的要件につきましてのご質問をいただきました。児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際に訓練を受けた者ということで記載がございいます。こちらにつきましては、町といたしましては、当然その事業所に勤務する職員というのは保育士、または保育補助ということ

で資格がない職員も中にはおるかと思えます。町立の保育所につきましても、そういった実態ではございます。そういったことで、町といたしまして考えますのは、当然保育士の資格を持っておる職員というのは、そういった教養や実務者経験を積んだものということでこれは間違いございませんが、保育補助に入っておるような職員につきましても、まだまだ未熟な部分もございます。そういった部分については、保育士資格のある職員が丁寧に指導を行うようなことで、これがカバーできるというふうなこともございまして、しなければならないというふうなことで、必ずしなければならないというふうにきつく定めたものではないというのは、そういうふうには私としては理解をいたしております。

以上です。

○委員長（南 雅彦） 福田委員。

○委員（福田 泰生） ご答弁いただきました。

では、そのできる限りというこの曖昧な文章に対しての捉え方を私なりにしたんですが、では、実務の部分において、できる限りというのはどこまでの訓練を受けさせていくのかというのがこれからの課題だと思うんですが、今現状考えている、できる限りのそういった訓練をどのように、どのレベルまで受けさせていくのか。一般の保育士のレベルまでいかないと駄目だというふうなお考えなのか、いや、そこまでではなくても、実務面において十分な技量があれば、そこまででとどめておくよというふうな考えがあるのか、少しお聞かせください。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） こちらにつきましても訓練、また研修というふうなものにつきましても、また県のほうが主催をいたします研修というふうなものがあるというふう聞いておりますので、そういったものにできる限り参加をしていただきまして、教養または実務者のなものにつきましても覚えていただくというふうなことを今考えておるところでございます。

○委員長（南 雅彦） ほかに質疑はありませんか。

井上委員。

○委員（井上 容子） 幾つかありますので、分けて質問させていただきます。

今回の条例は、令和6年の法律の改正による制度で、令和7年に全国的には実施されている自治体もあると思えます。1年前に、第3期玉城町子ども・子育て支援事業計画が出されていまして、その中にも、この乳児等通園支援事業に関する事項の追加が明記されています。民間委託の可能性もあって、広く周知をする必要があることのように思うんですけども、条例の制定が制度の義務化直前の今になった理由を教えてください。もし条例内容に不備があったとしても、義務化直前で反対できないようにしていると取られかねませんので、早い段階でできなかったのかなというふう感じたんですけども、その辺伺えますか。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 井上委員仰せのとおり、令和7年に子ども・子育て支援法に基づくというふうなことで、この制度が制度化されております。これに伴いまして、令和7年度から一部の自治体におきましては、事前に実施をしておる自治体もあるというふう聞いております。

玉城町がなぜ令和8年度からというふうにかえましては、実際のところ待機児童がありまして、通常保育もままならないというふうな状況下の中におきまして、玉城町といたしましては、できる限り保育士の確保というふうなところで進めさせていただきまして、こちらが確保できた暁にはということ、令和7年中でも途中からというふうなことも一度は考えたんですが、実際には難しいという状況の中がございました。

もう1点が、令和8年度からは、対象となるお子さん、乳幼児、この方の乳児等のための支援給付を受ける権利が生じるというふうなことから、この令和8年度からは全国一斉に開始されるというのは、この権利が生じるというふうなことで、玉城町でも待機児童がありましても質疑の中でお話がありましたが、段階的に実施をさせていただくために、今回制度の制定をさせていただいたということでご理解賜りたいと思います。

○委員長（南 雅彦） 井上委員。

○委員（井上 容子） その制度の実施が、待機児童があるから実施できないのは十分理解できているんですけども、この条例は前もって制定できたんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 井上委員仰せのとおり、条例制定につきましてはもっと早い段階で実施することはできたというのは事実でございます。しかしながら、昨今の保育状況、保育施設での状況等々を勘案した中で、令和8年4月から実施ということであれば、今回のこの3月議会で上程させていただくということもぎりぎり間に合うかなというふうなことで、今回の制定に至ったものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（南 雅彦） 井上委員。

○委員（井上 容子） 今回可決しないと不具合が出るタイミングの議案の上程になっているかと思うんです。今後の改善を望みまして、次の質問をさせていただきます。

玉城町独自に定めた項目があるかどうかと、玉城町で誰でも保育制度を実施できないということなんですけれども、具体的に協定を結んだ先はもう決まっていれば教えていただきたいのと、協定先の自治体で独自の項目がある場合、玉城町民はどういった扱いになるのかを伺います。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） まず、協定の関係でございますが、近隣市町、特に町の場合ですと、やはりどこも保育を受け入れるだけの余裕がないというふうなお話を聞いて

ておりまして、市では例えば伊勢市さん、松阪市さんでは、そういったことも考えておるといふうなことで、こちらのほうで事前にお話をさせていただきまして、受入れがしていただけるかどうかというふうなところで協議を進めさせていただいております。

ただし、現時点ではまだ協定には至っていないというふうなことで、実際その伊勢市さんの場合ですと、4月からの受入れに対しましてどれぐらいの申込みがあつて、人員がどれぐらいあるというふうなところも踏まえた上で、また協定のほうも進めていきたいというふうにご考えております。

2つ目の独自の内容というふうなことで、補足説明のほうにもお話をさせていただきましたが、詳しい詳細な部分というのは要綱で定めております。しかしながら、この内容というのは、現時点では国に準じた内容となっております。例えば利用時間とか利用料、こういったものもほぼ同じ内容となっておりますが、やはりこういった内容につきましても柔軟に、また状況に合わせて、要綱ですので改定をしていきたいというふうには考えておりますが、まず4月の時点では国に準じた内容で進めさせていただくと。

したがいまして、4月に例えば伊勢市さんの事業所のほうで受けていただけるというふうなことがあったときに、町のほうの要綱に定めのないような規定がある場合には、その要綱を改定するのか、いや、そこについてはもう単費でいくのか、または自己負担でいっていただくのかというところを踏まえて、そのときに協議をした上で検討してまいりたいというふうにご考えております。

○委員長(南 雅彦) 井上委員。

○委員(井上 容子) そうすると、請け負っていただいた先の自治体との協議は必要ないということなんでしょうかということと、4月の開始までに間に合うのかどうか、間に合わない場合の対応とかは決まっているんですしたら教えてください。

○委員長(南 雅彦) 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長(見並 智俊) すみません、私の答弁が誤っておりまして、例えば伊勢市である事業者のほうで受けていただく場合、これは必ず、その事業者が存在する自治体との協議というのが必要になってきますので、こちらのほうと協議をさせていただいて、その上で協定を結ぶというふうな形となろうかと思います。

4月からの事業実施に向けてというところについては、現段階、いろんなところで準備を進めさせていただいておるところでご理解賜りたいと思います。

○委員長(南 雅彦) 井上委員。

○委員(井上 容子) じゃ、次の質問に移ります。

こども家庭庁の説明には、乳児等通園支援事業の認可を受けた保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育施設、認可外保育施設、児童発達支援センター等において実施することができるとありますけれども、まず、地域子育て支援センターには、ファミリーサポートセンターも含まれるという認識なんですけれども、間違っていたら教えてください。例えばファミ

リーサポートセンターがこの事業の実施に不適切な点とかは、どういうところでしょうか。ファミリーサポートセンターで何かの工夫をすれば、こども誰でも通園制度が実施できる状況をつくれぬのかということと、次に、町内で保育士が活動する民間団体もありますけれども、私からも企業主導型保育園を積極的に進めてはどうかということを何度か提案させていただきましたが、こども誰でも通園制度を委託できる民間団体や企業も今回なかったのでしょうか。お願いします。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 3点ほどご質問いただきました内容について、お答えさせていただきます。

まず、要綱の中で、現在玉城町といたしましては、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設等というふうなことで実施ができるというふうな内容でうたっております。確かに井上委員仰せのとおり……

失礼いたしました。子育てセンターのほうで実施をするというふうなところは、今現在考えていないというふうな状況でございます。なぜかと申しますと、設備的にちょっと基準が難しいのではないかと考えているところ、また、体制的に職員の配置も難しいのかなというふうなところで、それらについては考えていないところでございますが、ファミリーサポートセンターにつきましては、こちらは外部委託というふうなところで、町の中ではやっておりませんで、民間のほうで5町連携しながら実施をさせていただいておるというふうな状況です。こちらについても、基準に見合うというふうなことがあれば、先ほど言いましたように認可をさせていただいて実施できるのかなというふうなところで今考えておるところでございます。

民間の保育施設の状況というふうなところ、こちらについては、やはり民間さんのほうから手を挙げていただいて、その上でうちのほうが調査に入り、そういった職員の配置基準もそうですが、まずはその設備の基準等がきちっと満たしておるかどうかというふうなところを見極めた上で認可をしていく必要があるのかなというふうにご考えておるところでございます。

○委員長（南 雅彦） 井上委員。

○委員（井上 容子） では、次の質問をさせていただきます。

6ページの第15条において、食事の提供についての項目があります。この制度で、食事のアレルギー対応が、保護者が責任を持って準備をするというふうになっていたように記憶しているんですけども、アレルギー対策に限らず、通常保育でないこの制度に限った責任の所在については、条例で定めなくてもよかったですでしょうか。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 食事の提供についてでございますが、実際、国の基準に照らしてうちのほうも考えておるんですけども、利用できる時間というのが、月当たり10時間までというふうにご規定をされております。このこともございまして、当町では実際、

こども誰でも通園制度のご利用に当たっては、食事の提供というのを現在では考えていないというふうな状況ですので、そういった衛生管理面につきましての規定は特に設けていないということでご理解賜りたいと思います。

○委員長(南 雅彦) 井上委員。

○委員(井上 容子) 食事に限らずというふうに申し上げたんですけども、食事以外でも、その責任の所在とかは明記する必要はなかったのでしょうか。

○委員長(南 雅彦) 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長(見並 智俊) そうですね……

○委員長(南 雅彦) 暫時休憩します。

(午前9時55分 休憩)

(午前9時58分 再開)

○委員長(南 雅彦) 再開いたします。

保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長(見並 智俊) 失礼をいたしました。

要綱のほうで、やはりこの施設を利用するお子さんについては、アレルギー体質の方もございます。そういった対応については、適切に実施するようにそういった規定を要綱の中で別途設けてございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○委員長(南 雅彦) 井上委員。

○委員(井上 容子) 最後です。

この制度は、障害児や医療的ケア児の通園困難なお子さんのご自宅へ、乳児等通園従事者を派遣することも可能となっています。協定先をお願いすることは難しいと思うんですけども、町で送迎の福祉タクシーを手配するなどの検討はされているのでしょうか。町内で実施できない場合の事前に検討しておかないといけない項目がたくさんあると思うんですけども、こども家庭庁の意図する制度の内容で、条例に定められていない部分は、今回の条例には、今回の審議の中には含まれてこないのでしょうか。要綱で定められてくるのでしょうか。

○委員長(南 雅彦) 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長(見並 智俊) すみません、井上委員からのご質問に対してでございますが、障害のあるお子さんの送迎等につきまして要綱等に定めがあるかというふうなことにしましては、現在のところ、要綱にもその規定というのは設けていないというのが実際にところでございます。といいますのは、基本的には通常保育の保育所運営の中でそういった障害のあるお子さんにつきましては、やはり保護者の方での送迎というふうなことを原則にお願いしておるというふうなこともございます。したがって、通常の保育を超えてのサービスというのは、今現在のところは考えていない状況ではあるんですが、やはり近隣の状況、そういったものも踏まえまして、そういったところをやっておるといふふうなところがあれば、またこちらのほうも後々に協議をさせていた

だきたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（南 雅彦） 井上委員。

○委員（井上 容子） 今回の制度は、通常保育に引っかけられない方も全てのお子さんを対象にしていると思うんですが、それで制度的に大丈夫なんですか。条例の内容的に、玉城町の内容として大丈夫なんですか。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 先ほどの送迎に関して、条例的に、または要綱的に大丈夫かというふうなご質問をいただいたわけなんですけど、障害者の受入れにつきましては、やはりそのお子さんの特性、また障害の度合い、そういったものも加味した中で受入れができるかどうかというふうなことは考えていく必要がある。全ての障害のあるお子さんを受入れができるかというふうなものは、やはり難しい面もございます。ただ、状況に合わせてということで、保護者の方と一緒に通園していただくとか、そういった内容については、要綱等でも盛り込んでおりますので、そのときの状況に合わせて話し合いをさせていただいて、受入れができるかどうかというのを決めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○委員長（南 雅彦） 井上委員。

○委員（井上 容子） もう一度伺います。

通園云々ではなく、こども誰でも通園制度の制度として、子供を預かってもらうということは誰でもできないといけない、どういう重度の障害のお子さんでも受け入れてもらえるとは私は解釈していたんですけども、そういう制度ではないんですか。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 町といたしましては、私が先ほど申し上げましたように、重度の障害をお持ちの方でも受入れができるというふうなものではなくて、やはり受け入れていただく乳幼児の方につきましては、そのお子さんお子さんの状況を踏まえた上で判断をしていく必要があるのかなど。やはり限られた保育人材の中で、やはり重度のお子さんを受け入れていただく場合に、やはり加配というふうなものも影響してこようかと思っておりますので、全て受入れできるかというふうなものではないというふうにご理解賜りたいと思います。

○委員長（南 雅彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） ないようなので、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（南 雅彦） 挙手全員です。

したがって、議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長(南 雅彦) 次に、議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いします。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

○委員長(南 雅彦) 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

福田委員。

○委員(福田 泰生) 福田でございます。

まず、確認をさせていただきたいと思います。

比較対象表のページが5ページになります。議案第5号の資料の部分でございます。ここには、改正前と改正後の文章がございます。改正前は保育士という文言であるものに対して、改正後は保育士もしくは三重県の保育に関わる法第18条の29に規定する地域限定保育士、以下地域限定保育士という、または保育士同等の知識及び経験を有すると町長が認めたものであってというふうになっております。今までは、保育士というふうに定められていたものを、地域限定保育士という文言が加わったということですが、私の認識では地域限定保育士というのは、3年の縛りがあって、3年間その地域で働いていただいて、その後3年を経過した方については、全国どこでも勤務できるよというふうな認識を持っているんですが、まずその認識、間違いないかどうか確認させてください。

○委員長(南 雅彦) 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長(見並 智俊) 福田委員からのご質問に対して回答させていただきます。

こちらにつきましては、地域限定保育士というのは、先ほどおっしゃっていただいたように地域限定で保育士を採用した場合、その特定の地域のみ働けるという3年間の縛りがあるというふうなお話でしたが、今回法改正によりまして、3年後には全国のどこの職場でも保育士として勤務ができるという内容に変わったというのが趣旨でございますので、福田委員の仰せのとおりでございます。

○委員長(南 雅彦) 福田委員。

○委員(福田 泰生) ありがとうございます。私の認識がまず間違っていなかったということで確認させていただきました。

この地域限定保育士というものですが、まずはかなり人口の多い都市部のほうから始

まった。それから波及していった、全国的に今回広がるということで認識をしております。この地域限定保育士という文言が入ることによって、いわゆる人材の間口が広がって、人材の確保がしっかりとできるようになってお子さんの受入れがしやすくなったというような話を都市部では聞いておるんですが、今回それを地域でも、こういった玉城町においても間口を広く捉えていくというところで考えて間違いないかどうか、もう一点確認させてください。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） こちらにつきましても、福田委員仰せのとおり、この制度改正の趣旨というのが保育人材確保のためということで制度改正がなされたということで、保育士で働いていただく方を1人でも増やそうというようなことの一環として、この制度が改正されたということでご理解賜りたいというふうに思います。

○委員長（南 雅彦） 坪井委員。

○委員（坪井 信義） 今、福田委員等の質問を聞いておまして、要は待機児童対策から波及したものだというふうに理解しておるんですけども、地域限定ということになりますと、具体的にどこまでの地域なのかというのもいささか疑問ですけども、この条例を制定した上では、町のほうとしてはどのような形で、この地域限定保育士というものを活用というか運用していきたいというふうにお考えをお持ちかお聞かせをください。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） 玉城町の場合、職員を採用する際には、この地域限定保育士という枠取りではなく、1年目から保育士として働ける方をということでこれまで採用させていただいたところでございます。

この制度改正によりまして何がかわるかと申しますと、地域でその保育士を採用しておりましたこの地域限定保育士ですが、例えば町外で地域限定保育士として採用したものが、もし玉城町の町立の保育所なんかで働きたいという希望があった場合には、当然働いてもらえるというふうなことにもなろうかと思っておりますので、これはこの制度の趣旨であります保育人材の確保に寄与されるものかなというふうには考えております。

したがって、当然ながら、町ではこれまでどおりの保育士を確保していくということに努めていくのは当然変わりはございませんが、こういった地域限定保育士で資格を持っておられる方につきましても、もし申出があればどんどん採用させていただきたいというふうには考えておるところでございます。

○委員長（南 雅彦） 坪井委員。

○委員（坪井 信義） 要は、玉城町でも待機児童が発生しました。その理由としては、子供たちの面倒を見る保育士が不足しているというふうな説明を受けています。現実、全国的に保育士不足というのは、どこでも見られる現象で、逆に預ける側の子供さんのほうが、いわゆる3歳児ではなく未満児、6か月をたった子供でも積極的に預けるとい

うふうな方向に来ておりますから、そんな中でバランスが取れていないわけですよ。預ける子供は幼児化してきておるのに、それを見る保育士の数が足りない。だから、施設とかそういうものについては預かれるけれども、人材がなければ十分な保育ができないという状況、その中でこういうふうな制度が生まれてきたという認識をしていますので、それで積極的にその運用をしてほしいと、要は待機児童ゼロということに真剣に取り組んでほしいということからちょっとお願いをしたんですけれども、これ現実的に、近隣の市町ではどんな状況なのか。そういう実際にやられているところの話を把握しておられるんやったら、ちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

○委員長（南 雅彦） 保健福祉課、見並課長。

○保健福祉課長（見並 智俊） やはりこちらの地域限定保育士につきましては、やはり都市部のほうでこの要件で採用していただいて、1人でも多くの保育士を確保するというふうな観点からやっておるというふうには聞いております。やはりこういった地方部のほうでは、なかなかこういったものをやっておるということが今まではなかったですが、やはり当町といたしましては、今後におきましても、3年間縛りというふうなこともございまして、その間は3年間しっかり玉城町の保育所で辞めることなく働いてもらえるというふうなことを考えますと、こういった制度の活用をしていく必要があるのではないかとこのふうには考えておる次第でございます。

以上です。

○委員長（南 雅彦） 坪井委員。

○委員（坪井 信義） 理解をしました。

ですけれども、要は待機児童ゼロということを目指して、保育士の確保にいろいろな手だてがあると思います。定年された方が再任用で来てもらうとか、いろいろな方法があると思いますので、ともかく待機児童ゼロを目指して、積極的にこういう制度があれば、運用、活用してほしいということで話させていただきます。

○委員長（南 雅彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） ないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（南 雅彦） 挙手全員です。

したがって、議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部改正について

○委員長（南 雅彦） 次に、議案第6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（南 雅彦） 挙手全員です。

したがって、議案第6号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について

○委員長（南 雅彦） 次に、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（南 雅彦） 挙手全員です。

したがって、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正について

○委員長（南 雅彦） 次に、議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いします。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 質疑はないようですので、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。が、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○委員長（南 雅彦） 挙手全員です。

したがって、議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これをもって本委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（南 雅彦） 異議なしと認めます。

これで教育民生常任委員会を閉会いたします。

なお、審議内容の詳細は、会議録をご高覧いただくこととし、本会議での委員長報告は、主な事項及び結果の報告といたしますので、ご了承願います。

ご苦労さまでした。

（午前10時20分 閉会）